

浜田市ブロック塀等除却等事業補助金交付要綱

平成 31 年 3 月 15 日告示第 44 号

(目的)

第 1 条 この告示は、倒壊の危険性が高いブロック塀等の除却又はフェンス等への建替えを行う者に対して、その除却又は建替えに要する費用の一部を補助することにより、地震発生時におけるブロック塀等の倒壊又は転倒による災害を防止し、もって住民の生命及び財産を保護することを目的とし、その補助金の交付に関しては、浜田市補助金等交付規則（平成 17 年浜田市規則第 56 号）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ブロック塀等 補強コンクリートブロック造、コンクリートブロック造、れんが造、石造その他の組積造の塀をいう。
- (2) フェンス等 金属製フェンス、板塀、生垣及びこれらに類するものをいう。
- (3) 避難路 浜田市建築物耐震改修促進計画に定める通学路に該当する避難路をいう。
- (4) 道路 一般の通行に供しているものをいう。
- (5) 敷地 建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 1 条第 1 号に規定する敷地をいう。

(補助対象者)

第 3 条 補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、ブロック塀等を所有する者又はフェンス等を設置しようとする者とする。

(補助対象ブロック塀等)

第 4 条 補助の対象となるブロック塀等（以下「補助対象ブロック塀等」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 建築物の既設の塀の安全点検について（平成 30 年 6 月 21 日付け国住指第 1130 号国土交通省住宅局建築指導課長通知）に定めるブロック塀等の点検のチェックポイント（以下「チェックポイント」という。）の項目に不適合箇所があるものであること又は一級建築士、二級建築士若しくはこれらと同等の資格を有する者が不適合箇所があると認めたものであること。

(2) 避難路に面して設置されているものであること。

2 補助の対象となるフェンス等(以下「補助対象フェンス等」という。)は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 補助対象ブロック塀等を除却した場所に設置するものであること。ただし、避難路又は道路が建築基準法第42条第2項又は第3項に規定するものである場合は、これらの規定により後退すべき場所に設置するものであること。

(2) 金属製フェンス、板塀又はこれらに類するものについては、建築基準法に適合し、容易に倒れないものであること。

(3) 生垣については、植樹時に枝及び葉が避難路、道路及び隣接地にはみ出さないものであること。

(補助対象事業等)

第5条 補助の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)及び補助要件は、次に掲げるとおりとする。ただし、当該事業に対し、他の同種の補助金等の交付を受けている場合は、補助の対象としない。

(1) ブロック塀等除却事業 敷地内の補助対象ブロック塀等の全て(基礎については、この限りでない。次号において同じ。)を除却すること。

(2) フェンス等建替事業 敷地内の補助対象ブロック塀等の全てを除却した後に、補助対象フェンス等を設置すること。

(補助金額)

第6条 補助金の額は、次の各号に掲げる額のうち、最も低い額(その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とする。ただし、補助金の総額については、予算の範囲内とする。

(1) 補助対象事業に要する費用の3分の2の額

(2) 補助対象事業に要する費用の1メートル当たりの単価が5万3,000円を超える場合は、1メートル当たり5万3,000円を単価として算出した額

(3) 20万円

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、ブロック塀等除却等事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、補助対象事業の着手前7日までに市長に提出しなければならない。

(1) ブロック塀等の位置図及び配置図

- (2) チェックポイントの不適合箇所に記しを付けたもの又は一級建築士、二級建築士若しくはこれらと同等の資格を有する者が不適合箇所のあることを記載した書類
- (3) ブロック塀等の全体写真及び不適合箇所の写真
- (4) 見積書の写し
- (5) その他市長が必要と認めるもの

2 フェンス等建替事業に申請する場合にあっては、前項に規定する書類のほか、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) フェンス等の位置図及び配置図
- (2) フェンス等のカタログの写し（基礎の仕様を含む。）

3 第1項の申請は、敷地1か所につき1回を限りすることができる。

（交付決定）

第8条 市長は、前条第1項の申請があったときは、速やかに内容を審査し、補助の可否を決定し、ブロック塀等除却等事業補助金交付決定（却下）通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第9条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助対象事業が完了したときは、速やかにブロック塀等除却等事業実績報告書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 領収書の写し
- (2) 施工箇所の写真（ブロック塀等除却及びフェンス等築造後）
- (3) その他市長が必要と認めるもの

（交付額の確定等）

第10条 市長は、前条の実績報告を受けたときは、当該報告書の審査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容に適合するものであるかどうか調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、ブロック塀等除却等事業補助金確定通知書（様式第4号）により補助事業者に通知するものとする。

（交付請求）

第11条 補助事業者は、補助金の交付の請求をしようとするときは、ブロック塀等除却等事業補助金交付請求書（様式第5号）に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第 12 条 市長は、虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付を受けた者に対し、その決定を取り消し、又は補助金の返還を命ずるものとする。

(その他)

第 13 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、平成 34 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

様式第 1 号（第 7 条関係）

年 月 日

浜田市長 様

申請者 住所
氏名 ⑩
電話番号

ブロック塀等除却等事業補助金交付申請書

ブロック塀等除却等事業補助金の交付を受けたいので、次のとおり浜田市
ブロック塀等除却等事業補助金交付要綱第 7 条の規定により申請します。

| | |
|----------------------------------|--|
| 補助事業の種類 ※該当部分に☑ | <input type="checkbox"/> ブロック塀等除却事業 (ブロック塀等の除却のみ) <input type="checkbox"/> フェンス等建替事業 (ブロック塀等の除却+フェンス等の設置) |
| ブロック塀等の所在地 | 浜田市 町 |
| 所有者名 ※所有者が複数存在する場合は、その代表者名を記入 | ※1 |
| 施工業者の名称等 | 名称 所在地 電話番号 |
| 補助対象部分の工事金額 | 円 |
| 補助金交付申請額 ※1,000 円未満は切捨て | 円 |
| 予定工期 | 着手 年 月 日 完了 年 月 日 |

添付書類

- (1) ブロック塀等及びフェンス等の位置図及び配置図
- (2) 別紙第 1 又は建築士等が不適合箇所のあることを記載した書類
- (3) ブロック塀等の全体写真及び不適合箇所の写真
- (4) フェンス等のカタログの写し(基礎の仕様を含む。)
- (5) 見積書の写し
- (6) その他市長が必要と認めるもの

※1 所有者が複数存在する場合は、共有者に同意を取ってください。
共有者に関するトラブルが発生した場合、自己において対応してください。

様式第 2 号（第 8 条関係）

指 令 番 号
年 月 日

様

浜田市長



ブロック塀等除却等事業補助金交付決定（却下）通知書

年 月 日付けで申請のありましたブロック塀等除却等事業補助金の交付について、下記のとおり決定（却下）しましたので、浜田市ブロック塀等除却等事業補助金交付要綱第 8 条の規定により通知します。

記

- 1 補助対象事業
- 2 ブロック塀等の所在地
- 3 補助対象事業費 円
- 4 交付金額 円
- 5 交付条件

（却下理由）

年 月 日

浜田市長 様

補助事業者 住所
氏名 ⑩

ブロック塀等除却等事業実績報告書

年 月 日付け浜田市指令 第 号をもって、交付決定のあった
ブロック塀等除却等事業の実績について、次のとおり浜田市ブロック塀等除
却等事業補助金交付要綱第9条の規定により報告します。

| | |
|-------------------------------|----------------------|
| ブロック塀等の所在地 | 浜田市 町 |
| 所有者名 | |
| 工事内容 ※申請時から変更がある場 合のみ記入 | |
| 補助対象部分の工事金額 | 円 |
| 補助金交付申請額 ※1,000円未満は切捨て | 円 |
| 実施工期 | 着手 年 月 日 完了 年 月 日 |

添付書類

- (1) 補助対象事業の部分がわかる領収書の写し
- (2) 施工箇所の写真（ブロック塀等除却及びフェンス等設置後）
- (3) その他

様式第 4 号（第 10 条関係）

指 令 番 号
年 月 日

様

浜田市長



ブロック塀等除却等事業補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のありましたブロック塀等除却等事業補助金について、下記のとおり補助金の額を確定しましたので、浜田市ブロック塀等除却等事業補助金交付要綱第 10 条の規定により通知します。

記

- | | | |
|---|---------------------|---|
| 1 | 補助対象事業 | |
| 2 | 補助金の交付決定通知額 | 円 |
| 3 | 補助対象事業費の精算額 | 円 |
| 4 | 補助金の交付確定額 | 円 |
| | (交付確定額) — (交付決定通知額) | 円 |

様式第 5 号（第 11 条関係）

ブロック塀等除却等事業補助金交付請求書

| | | | | | | | |
|-----|--|--|--|--|--|--|---|
| 一 金 | | | | | | | 円 |
|-----|--|--|--|--|--|--|---|

これは、 年 月 日付け浜田市指令 第 号をもって、確定通知のあった補助金

浜田市ブロック塀等除却等事業補助金交付要綱第 11 条の規定により、上記のとおり請求します。

年 月 日

浜田市長 様

住所

氏名

⑨

補助金の交付については、下記への口座振替を希望します。

| | | | | | | | |
|-------|---------------------|------|----------|--|--|--|--|
| 金融機関名 | | | | | | | |
| 同店舗名 | 本店・本所・支店・支所・出張所・代理店 | | | | | | |
| 預金種目 | 1 普通 | 2 当座 | 3 その他() | | | | |
| 口座番号 | | | | | | | |
| 口座名義人 | フリガナ | | | | | | |
| | ----- | | | | | | |